

## ～就職が決まらないまま卒業された方へ～

新規学校卒業者向けの職業訓練を無料で受けられます。

訓練期間：標準6ヶ月

- 社会人としての心構えや、就職に必要な基礎力の養成、主要な業界・業種に係る短期間の体験などを内容とする訓練です。
- コースによっては3～5カ月の期間のコースもあります。

※テキスト代等実費については、自己負担となります。

### 訓練の対象となる方

平成21年3月1日から平成23年9月30日の間の新規学卒者



さらに要件に該当すれば、生活費（月10万円）を受けながら職業訓練を受講することができます。

### 訓練・生活支援給付金の対象となる方

以下の主な要件に該当する方が対象となります。

- ① ハローワークのあっせん等を受けて、職業訓練を受講する方
- ② 世帯年収300万円以下の方
- ③ 世帯全体で保有する金融資産が800万円以下の方 等

※世帯の主たる生計者である要件はありません。

（当該、取扱いが平成23年9月末までに開始される訓練のみとなります。）  
詳しくはハローワークにご確認ください。

※訓練の出席日数が8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません。

## ■職業訓練を受講するための手続きについて

### ① 職業訓練のコースについて

訓練コースの情報は、設定され次第、ハローワークの窓口や大阪労働局のホームページで( <http://www.osaka-rodo.go.jp/> )でご覧いただけます。

### ② ハローワークで職業相談

ハローワークの窓口で職業訓練を受講するためのキャリアコンサルティングを受けてください。

### ③ 職業訓練の受講申込みについて

ハローワークにおいてキャリアコンサルティングの結果、就職のために職業訓練の受講が必要であれば、お住まいの管轄のハローワークの職業相談窓口で職業訓練の受講申込みを行っていただきます。

※表面の訓練・生活支援給付を希望される方は、同時にご相談ください。

### ④ 選考の予約について

ハローワークで受講申込書の交付を受けた後、ご自身で訓練受験校に直接電話いただき、選考試験の予約等を行っていただきます。

### ⑤ 選考試験について

各訓練校が設定している試験(面接や筆記試験等)を受験してください。

### ⑥ 訓練受講決定

試験に合格された方については、訓練校から合格通知書が送付されますので、早急に合格通知書をお住まいの管轄のハローワークにお持ちいただき、受講開始の手続きを行います。

※訓練・生活支援給付についても、同時に申請を行います。

### ⑦ 入校

ハローワークが交付した「受講勧奨通知書」を訓練校に提示してください。

詳しくは最寄りのハローワーク(公共職業安定所)にお問い合わせください。

職業訓練及び訓練・生活支援給付の概要については、中央職業能力開発協会ホームページもご覧ください。( <http://www.javada.or.jp/kikin/support01/O1.html> )